

12 その他

(1) 市税の税率及び納期一覧表(令和6年度)

税目		税率			納期	備考
市 人	個 等 割	市民税 3,000円 県民税 1,000円			(普通徴収) 第1期 6月1日から6月30日 第2期 8月1日から8月31日 第3期 10月1日から10月31日 第4期 翌年1月1日から1月31日 (特別徴収) 6月から翌年5月まで (公的年金からの特別徴収) 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月	所得割税率については、平成19年度から適用 公的年金からの特別徴収は、平成21年10月から開始 均等割税率は、令和6年度から適用 令和6年度から国税である森林環境税1,000円を均等割と併せて徴収
	所得 割	区分	市民税	県民税		
		課税総所得金額	6%	4%		
民 人	法 均 等 割	50,000円 (~ 以外の法人) 120,000円 (1,000万円以下・50人超) 130,000円 (1,000万円超 ~ 1億円以下・50人以下) 150,000円 (1,000万円超 ~ 1億円以下・50人超) 160,000円 (1億円超 ~ 10億円以下・50人以下) 400,000円 (1億円超 ~ 10億円以下・50人超) 410,000円 (10億円超・50人以下) 1,750,000円 (10億円超 ~ 50億円以下・50人超) 3,000,000円 (50億円超・50人超) ()内金額は資本金等の金額、人数は戸田市市内の従業者数			原則として事業年度終了の日から2月以内 均等割の税率計算に当たっての「資本金等の金額」は、「資本金及び資本準備金の合算額」を下回った場合、当該合算額にて、均等割の税率計算を行う。 令和元年9月30日以前開始の事業年度については、「100分の8.4」とあるのは「100分の12.1」、「100分の6.0」とあるのは「100分の9.7」の税率が適用	
		法人 税 割	「100分の8.4」。ただし、資本金等の金額が1億円未満でかつ法人税額が1千万円未満の法人は、「100分の6.0」			
	固定 資産 税	土 地 家 屋 償 却 資 産	100分の1.4			第1期 5月1日から5月31日 第2期 7月1日から7月31日 第3期 12月1日から12月25日 第4期 翌年2月1日から2月末日
都市 計 画 税	土 地 家 屋	100分の0.2				
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原動機付自転車 第1種50cc以下(特定小型 年額 2,000円 原動機付自転車を含む) 第2種50ccを超え90cc以下 " 2,000円 第2種90ccを超え125cc以下 " 2,400円 ミニカー " 3,700円 軽自動車 2輪のもの(側車付含む) " 3,600円 3輪のもの " 3,900円 4輪乗用(営業用) " 6,900円 " (自家用) " 10,800円 4輪貨物(営業用) " 3,800円 " (自家用) " 5,000円 小型特殊自動車 " 2,400円 農耕作業用のもの " 5,900円 その他のもの " 6,000円 2輪の小型自動車 " 6,000円			5月1日から5月31日	平成27年4月1日から適用(税率) 平成27年3月31日以前に登録した車両は旧税率を適用 軽自動車(旧税率) 3輪のもの 年額 3,100円 4輪乗用(営業用) " 5,500円 " (自家用) " 7,200円 4輪貨物(営業用) " 3,000円 " (自家用) " 4,000円 3輪、4輪(乗用、貨物)は標準税率以外にグリーン化特例、重課税が適用	
市 た ば こ 税	1,000本につき 6,552円			当月分を翌月末までに申告納付	(手持品課税) 税率引上げ日に、店舗等において合計20,000本以上所持する場合、税率引上げ分に相当する税を課税	
入 湯 税	入湯客1人1日150円			前月分を毎月15日までに申告納付	次に掲げる者は課税を免除する 年齢12歳未満の者 一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 日帰り施設において入湯する者	
国 民 健 康 保 険 税	医療分 所得割 8.00% 均等割 31,800円 賦課限度額 65万円 支援分 所得割 1.60% 均等割 9,500円 賦課限度額 24万円 介護分 所得割 1.42% 均等割 12,500円 賦課限度額 17万円			(普通徴収) 第1期 7月1日から7月31日 第2期 8月1日から8月31日 第3期 9月1日から9月30日 第4期 10月1日から10月31日 第5期 11月1日から11月30日 第6期 12月1日から12月25日 第7期 翌年1月1日から1月31日 第8期 翌年2月1日から2月末日 (公的年金からの特別徴収) 4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月	平成23年度から医療分の資産割、平等割を廃止 平成30年度から医療分、支援分、介護分の所得割、均等割をそれぞれ改定 令和4年度から医療分の均等割を改定 令和5年度から医療分の均等割を改定 令和6年度から支援分の賦課限度額を22万円から24万円に改定	

(2) 税務関係諸証明公簿閲覧状況 (令和5年度)

(単位:件)

証明種類	月別													小計 (市役所分)	合計 (美笹支所・戸田公園駅前 出張所分を含む)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
納税証明	272	588	521	361	386	319	341	348	314	378	346	377	4,551	5,805	
完納証明	36	44	51	54	67	41	27	35	37	74	100	48	614	614	
所得証明	39	37	199	114	91	72	77	51	37	58	33	43	851	1,392	
課税証明	447	567	1,319	894	614	635	653	525	498	476	512	538	7,678	10,461	
非課税証明	196	174	862	659	469	353	375	296	228	305	284	279	4,480	5,865	
営業証明	6	5	4	7	8	6	4	2	6	8	4	6	66	66	
評価証明	610	308	312	267	233	296	284	249	273	189	246	175	3,442	3,442	
公課証明	378	158	137	121	87	149	121	119	111	102	142	98	1,723	1,723	
公簿閲覧 (土地公図・名寄帳)	16	17	54	42	41	39	52	56	45	159	171	61	753	753	
住宅用家屋証明	43	31	48	48	45	29	45	43	34	30	41	64	501	501	
課税台帳登録事項証明	54	25	32	12	19	20	39	22	12	10	19	7	271	271	
その他の証明	2	0	3	2	2	3	4	4	3	3	5	1	32	32	
合計	2,099	1,954	3,542	2,581	2,062	1,962	2,022	1,750	1,598	1,792	1,903	1,697	24,962	30,925	

(注) 納税証明は、無料分及び国民健康保険税分を含む。

証明種類	発行場所	
	美笹支所	戸田公園駅前 出張所
納税証明 (完納証明を含む)	166	1,088
所得証明	111	430
課税証明	311	2,472
非課税証明	262	1,123
営業証明	0	0